

2024年度 中央大学経済援助給付奨学金（緊急・応急）

募集要項

1. 本奨学金の目的

本奨学金は、修学の意欲があるにもかかわらず、家計の急変により学業の継続が困難な学生を支援することを目的とします。

2. 対象者

本学に在学する学部学生で、修学の意欲があるにもかかわらず、主たる家計支持者の死亡、「重度後遺障害」（事故や病気による）が生じたことにより長期的に就労不能となった場合、または解雇により収入が著しく減少（半減程度）、無くなったことにより、修学が極めて困難で、かつ学力・人物が優秀な者としません。

3. 申請資格

上記に該当し、次の①～④の条件をすべて満たす者が対象となります。

①本学に在籍する学部生（通信教育課程を除く）。

※現在休学中の者は、復学後に申請資格を満たす場合に申請することができる。

②家計急変事由発生が、申請日より1年以内である者。

ただし、新入生については、家計急変事由発生が入学後である者。

③現在貸与奨学金を受けている者、または当該年度に申請予定の者（※学生本人名義の貸与奨学金に限る）。

④次の成績基準を満たす者。

2年次以上：学修意欲があり、前年度までに標準修得単位数を修得済である者（*1）

GPA ポイントは問わない。

（*1）標準修得単位数＝卒業必要単位数÷4年×2023年度の学年

履修制限（卒業制限）・スクリーニング制度により2024年度に進級できなかった者は対象外とする。

1年次生：履修登録済みであり、標準修得単位数（*2）の1/2を修得済（または修得見込み）である者。

（*2）標準修得単位数＝卒業必要単位数÷4年

【注意事項】

- ・日本国籍を有していない者は、査証における在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」（日本に永住する意思のある場合に限る。申請書類の「様式1」にその旨を記入すること）である場合に限って申請できます。
- ・中央大学予約奨学金および中央大学経済援助給付奨学金（所得条件型）との併給はできません。
- ・国による修学支援新制度（JASSO 給付奨学金・授業料減免）または本学の学費減免と併用する場合は、減免後の金額を給付額の算定基礎とします（家計急変事由が『解雇』の場合を除く）。そのため、国による修学支援新制度や本学の学費減免との併用状況（次年度以降の遡及を含む）により、本経済援助給付奨学金の返還が発生する場合があります。
- ・国による修学支援新制度（JASSO 給付奨学金・授業料減免）や、学内外問わず他の奨学金を現在受給している、またはこれから申請を予定されている場合は、申請前に担当窓口までお知らせください。また、申請後に受給する際も担当窓口にお知らせください。

- ・他の学内給付奨学金を受給している場合の給付額は、他の奨学金との合計で当該年度に納入すべき学費相当額を限度とします。
- ・修学延長生については、申請資格③の資格は問いません。また、④の成績基準については、担当窓口までお問合せください。
- ・同一事由発生時に在学中1回限りの給付となります。
- ・災害救助法適用地域における震災による主たる家計支持者の死亡の場合は、担当窓口までお問合せください。

4. 給付期間

一学期間 前期採用の場合：2024年4月1日～2024年9月20日
後期採用の場合：2024年9月21日～2025年3月31日

5. 給付金額

家計急変事由	給付金額
主たる家計支持者が死亡の場合	当該年度に納入すべき学費の1/2相当額 (算出基礎となる学費の対象費目： 授業料・施設設備費・実験実習料)
主たる家計支持者に重度後遺障害が生じ長期間就労が困難な場合	当該年度に納入すべき学費の1/2相当額 (算出基礎となる学費の対象費目： 授業料・施設設備費・実験実習料)
主たる家計支持者解雇の場合	法・経済・商・文学部生 135,500円 理工学部生 193,500円 総合政策学部生 169,500円 国際経営学部生 155,000円 国際情報学部生 167,500円

上記金額を指定の口座に振込みます。出願後概ね1ヵ月後の振込になります。

6. 申請方法等

(1) 申請方法

「7. 申請書類」記載の申請書類を全て揃えて、担当窓口まで提出してください。郵送の場合は、**記録が残る方法（レターパックライト、簡易書留等）**で郵送してください。

(2) 提出先

【法学部生】

〒112-8631 東京都文京区大塚1-4-1 Myogadani Student Hub

【経済・商・文・総合政策・国際経営学部生】

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 学生部事務室奨学課

【理工・国際情報学部生】

〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 学生部事務室都心学生生活課

7. 申請書類

以下の書類を全て揃えて提出してください。記入の際は、必ず黒ボールペン（消せるボールペンは不可）を使用し、申請者本人が記入してください。不備がある場合は、選考の対象になりません。

(1) 出願申請書（様式1）

(2) 給付を必要とする家計急変の事実を証明する公的な書類（原本）

家計急変事由	提出書類
死亡の場合	死亡診断書*、埋葬許可証*、戸籍謄本など死亡の確認ができるもの。
重度後遺障害が生じ 長期間就労が困難な 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 ・身体障害者手帳(1級、2級)の写し または 障害者年金証書(1級)の写し ※身体障害者手帳(1級、2級) (取得者および取得年月日がわかる頁。更新日がある場合は当該頁も含め提出。) ※障害者年金証書(1級)の写し (障害者年金を受給されている場合。受給者および認定年月日がわかる頁。)
解雇の場合	解雇通知、勤務先発行の退職証明書、雇用保険被保険者離職票*、雇用保険受給資格者証* (両面) など、離職年月日と自己都合でない失業の事実(「倒産」「解雇」)が判断できるもの。

*の書類はコピー可

(3) 父母両方の所得証明書(市区町村役場発行のもの)(原本)

※発行後3ヵ月以内で最新(前年度(取得時期によっては前々年度))の所得が確認できるもの。

(4) 口座振込依頼書(所定用紙)

(5) 誓約書

8. 選考方法

提出書類および面接選考において家計状況・学業成績等を基に審査し、採否を決定します。

9. 採否結果

本人および保証人に通知します。採否発表時期、給付金額の振込日については、出願者に個別にお伝えします。

10. その他

- ・申請書類(証明書等)は、マイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。
- ・本奨学生が当該学期に休学・退学した場合、または申請内容に虚偽が判明した場合は、給付金の返還を求めます。
- ・奨学生が当該年度に貸与奨学金を辞退・減額した場合は、申請資格のなかったものとみなし、給付した奨学金を返還していただきます。また、当該年度に貸与奨学金に申請予定の場合は、貸与奨学金の申請手続後に、奨学金を給付します。
- ・学外団体奨学金やその他の学内給付奨学金との併給は、受けられない場合があります。
- ・提出された申請書類は返却できません。

11. 問い合わせ先

※お問い合わせフォームからのご連絡については、順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。※お問い合わせの際は、学籍番号・氏名を必ず入力してください。

◇法学部生

Myogadani Student Hub

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>

※開室時間等の詳細は公式 web サイトよりご確認ください。



◇経済・商・文・総合政策・国際経営学部生

学生部事務室奨学課

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>

TEL:042-674-3461（平日 10:00～17:00）



◇理工学部生

学生部事務室都心学生生活課

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44>

TEL:03-3817-1716（平日 10:00～11:30, 12:30～17:00）



◇国際情報学部生

学生部事務室都心学生生活課（市ヶ谷田町担当）

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=138>

TEL:03-3513-0309（平日 10:00～11:30, 12:30～17:00）



以 上